



「警察の勧めで示談をしようとしたが不当な高額賠償金を求められたため拒否し、罰金を国に納めて一件落着!となつたのが2年前。ところが県から許可の欠格要件に当たる…と言つてきた…」との相談がA氏からありました。お話を聞くと、車を運転中に工事現場で起きたトラブルで、暴力から身を守るために相手を振り払おうとしたところ相手の唇に手が当たって

「4月から社保事務所の中に”適用調査課”が新設され、未加入の事業所の調査に本腰を入れる…国民年金の未納・未加入のかなりの人が本来なら社保に加入すべき人だという調査結果も…」と国年課の某課長が話してくれました。

した。確かに法律は、法人なら社長一人でも加入を義務づけていますし、個人事業でも従業員5人以上は強制加入になっています。一方では、社保料が払えなく脱退していく”偽装倒産”が問題にな

「警察の勧めで示談をしようとしたが不当

安易に罰金、今欠格要件にご注意!



に処せられると欠格要件に該当し5年間は認められなくなります。入札参加資格も無くなり、結果、経営困難に…。「安易に罰金で済ませたのが失敗だった…」と温厚なA氏は悔やまれます。理不尽な事件だけに納得がいきません。

60~69歳の未加入者は検査 在職者では未加入の対象に。

っていますが、保険を適用する側と保険料を徴収する側との不協和音がまた聞こえてきそうです。最近、会計検査院の検査が始まっていますが、社保の場合、60~69歳の年金受給

者がよく対象になります。市民税の所得の種類が

給与所得になっていると本来は厚生年金に加入して減額された年金を受給すべきなのにおかい…という事に。厳しい結末が心配です。

